応出来ない 化により制度によるサービスでは対 「制度の狭間の課題」が 社会情勢などの変 福祉法人が、 いて議論され、 平成25年9月以降、 「社会福祉法

の在り方に関する検討会報告書」 性と論点について、「社会福祉法人 要な担い手で有り続けられるよう、 まとめられたところです。 社会福祉法人制度改革に向けた方向 人の在り方等に関する検討会」 今後とも地域福祉の重 26年7月には、 社会福祉法人 社会 にお

> 在り方など具体的な検討が進められ 協働などの在り方及び行政の関与の

ており、今後、これら見直しに関す

きない での助け合い 機能は縮小していま

透明さ、

ガバナンスの欠如、

いわゆ

地域ニーズへの対応、財務状況の不

保護事業を端緒として、福祉サービスを

る内部留保、

他の経営主体との公平

平成25年9月、 度改革国民会議の提言などがされて 革会議における議論及び社会保障制 平成23年以降、 内部留保に関する指摘、 様々な地域課題があるなか、 厚生労働省社会・ 社会福祉法人に対し 「社会福祉法人の在 これらを踏まえ、 規制改

このような既存の制度では対応で 活動の推進、 法人としての役割などがあり、さら 会福祉制度におけるセーフティネッ 性などが示されました。

されないニーズに柔軟に対応する社

割として、

社会福祉法人の今日的な役 制度の狭間や市場で満た

透明性の確保の在り方、法人の連携・ 務運営・財務運営の在り方、運営の 制度の意義、 会福祉部会において、 平成26年8月以降、 経営組織の在り方、 社会福祉法人 社会保障審議 業

# 「社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書」概要 ~社会福祉法人制度の在り方について~(平成26年7月4日)

運営の透明性の確保及び法人の監督

の見直しなどが示されたところで

法人組織の規模拡大・協働化、

法人

に社会福祉法人制度見直しにおける

地域における公益的な

法人組織の機能強化、

トとしての役割、地域における公的

○本報告書は、社会福祉法人が、今後とも地域福祉の重要な担い手で有り続けられるよう、12回にわたる議論。 20団体からの意見を通じ、社会福法人制度改革に向けた方向性と論点を示したもの。

- ○社会情勢等の変化により、制度による サービスでは対応できない「制度の狭 間の課題」の顕在化
- ○社会福祉関係制度の
- ①措置から契約へ ②市町村中心の仕組みへ
- ③在宅サービスの充実
- ④利用者に応じた自立支援
- ⑤サービス提供体制の多様化
- といった方向性に基づく制度改正
- **○税制上の優遇など様々な指摘等を踏ま**
- えた公益法人制度改革の実施 ○いわゆる内部留保に関する指摘、規制 改革会議等における指摘

# ○地域ニーズへの対応

地域ニーズに応じた先駆的・開拓的な取組みが一部にとどまる、社会福祉法人 の役割や存在意義の認識不足

# ○財務状況の不透明さ

他の非営利法人に比べて財務諸表等の公表の遅れによる地域住民の理解の阻害 ○ガバナンスの欠如

他の公益法人より高い公的性格を持つ特別な法人制度である中で、ガバナンス 確保のための仕組みが不十分

### ○いわゆる内部留保

補助金や税制優遇を受けている一方で、利益を社会福祉事業等への積極投資や 地域還元していない

### **)他の経営主体との公平性(イコールフッティング)**

①特別養護老人ホーム等の参入規制を緩和することや、②他の経営主体との財 政上の優遇措置の見直しをすべきだという議論がある中で、他の経営主体と異な る役割(低所得者への対応など)を果たしていない





- **① 社会情勢等の変化による、制度の狭間や市場では満たされないニーズに柔軟に対応する社会福祉制度におけるセーフ**
- **② 要援護児童の増加に伴う措置事業の重要性を踏まえつつ、人的・物的資源の活用等によるセーフティネットとしての役割** ⑤ 地域の信頼を得て、地方公共団体や住民活動をつなぎ、ニーズに応じたまちづくりの中核的役割となるよう、地域に
- おける公的法人としての役割

# 新年のご挨拶

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

# 鈴木



新年明けましておめでとうございます。日頃より、宮城県社会福祉協議会の各事業に 関して、温かいご支援とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

地域に生活する皆様、そして社会福祉に携わる皆様と連携し、役職員一同一丸となっ て地域福祉の推進に向け努力して参りますので、一層のご理解とご協力をよろしくお 願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様の益々のご健勝とご活躍、ご多幸を心から祈念申し上げ、新年の ご挨拶とさせていただきます。

福祉施設を経営している法人の数は約7. 般的な民間事業者とは違った展開が行わ 強い法人となり、 政サービスの受託者として公的な性格が 源の活用が求められた状況を踏まえて行 社会福祉法に基づき設立される法人で 者支援施設など社会福祉施設を運営する となっております。 の社会福祉法人数は、 れてきたところです。 20年代には、戦後の荒廃のなか、民間資 もの)を行うことを主たる目的として 社会福祉法人は、戦後の窮状での救貧・ 社会福祉法人とは、 社会福祉法人制度が創設された昭和 市場原理で活動する一 老人福祉施設及び障害 981法人) に増加 (この20年間で社会 1, なお、平成24年度 社会福祉事業 407法人 法人から

法人制度の見直

# の

入してきたところです。

株式会社、

NPOなどの多様な主体が参

ビスの提供主体と

により福祉サー

ともに、

介護保険制度が施行されること

「社会福祉基礎構造改革」が行われると

担ってきました。平成12年には、

利用者

厚生労働省

東北厚生局

福祉指導課

に向け

の契約による福祉サ

-ビスの利用とする

こうし 中では、 層を中心にした都市部への人口流出や家 れて来ましたが、 域共同体による助け合いによって対処さ 応できな てきたところですが、 子化・高齢化に加え、 人口減少が進んでおります。 我が国は、 制度によるサ い課題が顕在化しております。 分野ごとに飛躍的に充実し 昭和50年代以降の急速な少 都市化・過疎化・若年 平 成 17 昨今の社会情勢の かつては家族や地 ービスだけでは対 公的な福祉 年前後から



「福祉みやぎ」は、全ページの下部隅に「SPコード」を入れています。これを専用の読み取り装置「スピーチオ」に通すと、 紙面に印刷された活字の情報を音声で聞くことができます。高齢者や視覚障害者の方の情報手段として有効です。

福祉みやぎ vol.577 2015 年 I 月号